

＜使用開始日＞
2018年4月25日

NEXT FUNDS

インド株式指数・Nifty 50

連動型上場投信

追加型投信 海外 株式 ETF インデックス型

【投資信託説明書（交付目論見書）】

商品分類					属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	株式	ETF	インデックス型	資産複合 ^(注)	年1回	アジア エマージング	なし	その他 (Nifty 50指数)

（注）（その他資産（株価指数先物取引、外国為替先物取引）、株式 一般、債券 その他債券（高格付債）資産配分変更型）

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

＜委託会社＞ 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号: 関東財務局長(金商)第373号 ■設立年月日: 昭和34年(1959年)12月1日

■資本金: 171億円(平成30年3月末現在) ■運用する投資信託財産の合計純資産総額: 34兆0884億円(平成30年2月28日現在)

＜受託会社＞ 野村信託銀行株式会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なうNEXT FUNDS インド株式指数・Nifty 50連動型上場投信の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成29年10月31日に関東財務局長に提出しており、平成29年11月1日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104
＜受付時間＞営業日の午前9時～午後5時

★ホームページ★

<http://www.nomura-am.co.jp/>

★携帯サイト★（基準価額等）

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

インドルピーベースのNifty 50指数[※]を対象株価指数(「対象株価指数」といいます。)とし、日本円換算した対象株価指数に連動する(基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。)投資成果を目指します。

※ Nifty 50指数は、インドを代表する株価指数です。インドのナショナル証券取引所に上場する銘柄のうち、時価総額、流動性、浮動株比率等の基準を用いて選定した50銘柄で構成されています。指数の計算方法は、浮動株調整時価総額加重平均方式です。1995年11月3日を基準日とし、その日の指数値を1000として、インドルピー建てで算出されています。

インドルピーベースである対象株価指数の日本円換算は、原則として、対象株価指数の算出対象日の翌営業日の対顧客電信売買相場の仲値を用いて算出します。

ファンドの特色

■主要投資対象

内外の短期有価証券、指数連動有価証券^{※1}、ならびに対象株価指数に採用されている銘柄の株式、すでに公表された対象株価指数採用予定の銘柄の株式および株価連動有価証券^{※2}を主要投資対象とし、株価指数先物取引、外国為替先物取引、外国為替予約取引等を主要取引対象とします。

※1 対象株価指数(対象株価指数と表示通貨を同一に換算することで当該対象株価指数との連動性を有するものを含むものとします。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券

※2 対象株価指数に採用されている銘柄の株式およびすでに公表された対象株価指数採用予定の銘柄の株式の各銘柄の株価(当該株価と表示通貨を同一に換算することで当該株価との連動性を有するものを含むものとします。)に連動する投資成果を目的として発行された有価証券

■投資方針

① 次のいずれかの運用方法、もしくは複数を組み合わせた運用方法により、日本円換算した対象株価指数に連動する投資成果を目指します。選択する運用方法、運用方法の組み合わせは、効率性等を勘案の上、決定します。

ア. 内外の短期有価証券に投資するとともに、株価指数先物取引、外国為替先物取引、外国為替予約取引等を利用する方法

イ. 指数連動有価証券に投資を行なう方法

ウ. 対象株価指数に採用されている銘柄の株式、すでに公表された対象株価指数採用予定の銘柄の株式および株価連動有価証券に投資を行なう方法

② 追加設定時には、設定後の信託財産が上記①に沿うよう、信託財産を組成します。

③ 一部解約の実行の請求に応じる場合には、信託財産に属する有価証券その他の資産のうち当該一部解約に係る受益権の当該信託財産に対する持分に相当するものについて換価を行ないます。ただし、当該一部解約の実行の請求に対し、追加信託に係る金銭の引渡しをもって応じることができる場合を除きます。

④ 次の場合には、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

・対象株価指数の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合

・対象株価指数における、その採用銘柄の変更または資本異動等対象株価指数における個別銘柄の時価総額構成比率の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合

・信託財産に属する指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行体の信用度が低下し、基準価額と日本円換算した対象株価指数の連動性が失われるおそれがある場合

・選択する運用方法、運用方法の組み合わせを変更する場合

・その他基準価額と日本円換算した対象株価指数の連動性を維持するために必要な場合

- ⑤投資を行なう公社債は、原則としてA格以上の格付けを有する信用度の高いものとし、(格付けのない場合には、委託会社が同等の信用度を有すると判断したものを含まず。)
- ※投資する公社債の選定にあたっては、発行条件を重視することにより、一発行体の公社債に投資することとなり、その結果、その投資比率がほぼ100%になることが予定されます。(ファンドの純資産額、当該公社債の発行額、発行体の信用状況等を勘案して複数の発行体が発行する公社債に投資する場合があります。)
- ⑥外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。なお、外貨エクスポージャーの調整を目的として、外国為替先物取引や外国為替予約取引等を適宜活用する場合があります。

■Nifty 50指数の著作権等について■

NEXT FUNDS インド株式指数・Nifty 50連動型上場投信(以下、「本商品」)は、India Index Services & Products Limited (「IISL」)によって支持、保証、販売又は販売促進されるものではありません。

IISLは、本商品の所有者もしくは一般の者に対して、有価証券全般又は本商品に関する投資の妥当性について、またNifty 50指数(以下、「本指数」)がインド株式市場全般のパフォーマンスに追随する能力について、明示的にも暗示的にも、何ら表明又は保証するものではありません。

IISLの野村アセットマネジメント株式会社に対する唯一の関係は、IISLが野村アセットマネジメント株式会社又は本商品に関係なく決定、作成及び計算する本指数に関する登録商標及び商号についての利用許諾を与えることです。

IISLは、本指数の決定、作成及び計算において、野村アセットマネジメント株式会社又は本商品の所有者の要求等を考慮に入れる義務を負うものではありません。

IISLは、本商品の発行時期、発行価格、発行数量の決定、又は本商品を現金に換算する式の決定もしくは計算に関わっておらず、また責任を負いません。

IISLは、本商品の管理、マーケティング又は取引に関する義務又は責任を何ら負うものではありません。

IISLは、本指数及びそれに含まれるデータの正確性や完全性を保証するものではなく、本指数に含まれるいかなる誤り、欠落又は障害に対する責任を負いません。

IISLは、本指数又はそれに含まれるデータの使用により、野村アセットマネジメント株式会社、本商品の所有者又はその他の人や組織に生じた結果について、明示的にも暗示的にも何ら保証しません。

IISLは、本指数又はそれに含まれるデータに関して、商品性や特定の目的・使用への適合性について、明示的にも暗示的にも保証せず、かつ、かかる保証に対する責任を負いません。

以上のことにかかわらず、いかなる直接的、特別の、懲罰的、間接的あるいは結果的な損害(逸失利益を含む)を含めて、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、本商品から生じる、もしくは本商品に関連する損害や損失に対してIISLが責任を負うことはありません。

■主な投資制限

株式への投資割合	株式への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

■分配の方針

毎年8月10日に分配を行いません。

分配金額は、信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。また、売買益が生じても、分配は行いません。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 **8月** 9月 10月 11月 12月



* 将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク	ファンドは、対象株価指数に採用されている銘柄(採用が決定された銘柄を含みます。)の株式もしくは株価連動有価証券(以上を総称して、「株式等」といいます。)への投資、指数連動有価証券への投資、株価指数先物取引を行ないますので、株価変動の影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なうインドの株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。
債券価格変動リスク	債券(公社債等)は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
為替変動リスク	ファンドは、組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行わず、為替先物取引や為替予約取引等を利用してインドルピーのエクスポージャーを原則として純資産総額と同程度となるように調整を行なうため、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的な投資対象とするインドルピーについては、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

〈対象株価指数と基準価額の主な乖離要因〉

ファンドは、基準価額が日本円換算した対象株価指数と高位に連動することを目指しますが、主として次のような要因があるため、日本円換算した対象株価指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

- ①対象株価指数の算出方法が加重平均方式であるため、個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の時価総額構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと。
- ②対象株価指数構成銘柄(以下「構成銘柄」といいます。)の売買単位未満の金銭を保有することなどによる影響、および資金の流出入のタイミングと当該資金の流出入に伴い実際に構成銘柄等を売買するタイミングのずれの影響により、構成銘柄等の組入比率およびインドルピーの為替エクスポージャーが必ずしも100%とならないこと。
- ③対象株価指数の構成銘柄の入替や個別銘柄の資本異動等によりポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること。
- ④対象株価指数と株価指数先物取引の値動きに乖離が生じることや、対象株価指数の日本円換算に用いる為替レートと外国為替先物取引と外国為替予約取引を組み合わせた値動きに乖離が生じる場合があること。また、先物取引に係る証拠金がインドルピーと異なる通貨の場合、為替レートの価格差が生じること。

- ⑤株式等または指数連動有価証券の売買・評価価格と日本円換算した対象株価指数が一致しないこと(指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行体の信用度が低下した場合等も含まれます。)があること。
- ⑥インド国内の法令・税制等により、株式等や指数連動有価証券への投資および株価指数先物取引について、ファンドにおける評価等が直接的または間接的に影響を受ける場合があること。
- ⑦信託報酬等のコスト負担があること。

* 対象株価指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
 - 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
 - ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
 - 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
 - ファンドの基準価額と日本円換算した対象株価指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が日本円換算した対象株価指数との連動または上回ることを保証するものではありません。
 - ファンドが実質的に投資するインドにおいては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
 - ファンドが投資対象とする、インドの金融商品取引所で取引されている株式は、インドの税制に従って課税されます。インドの金融商品取引所において、非居住者が、保有期間1年以内の株式を売却した場合、その売買益に対してキャピタル・ゲイン税の他、その他の税が付加されます。なお、インド政府は保有期間1年超の株式を売却した場合にも、その売買益に対してキャピタル・ゲイン税の他、その他の税を付加する2018年度政府予算案を公表しております。したがって、ファンドにおいて、換金などにより大量の資金流出が生じた場合など、税負担による悪影響を被る場合があります。また、インドの株式には、外国人機関投資家の上限保有比率等に制限のある銘柄があります。これらの銘柄を投資対象とする場合には、外国人機関投資家の間の売買を利用するなどにより、取引所における取引値段よりも高い値段で売買を行なう場合があります。
- ※これらの記載は、2018年2月末現在で委託会社が確認できる情報に基づいたものです。
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。
 - 受益者は、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換をすることはできません。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

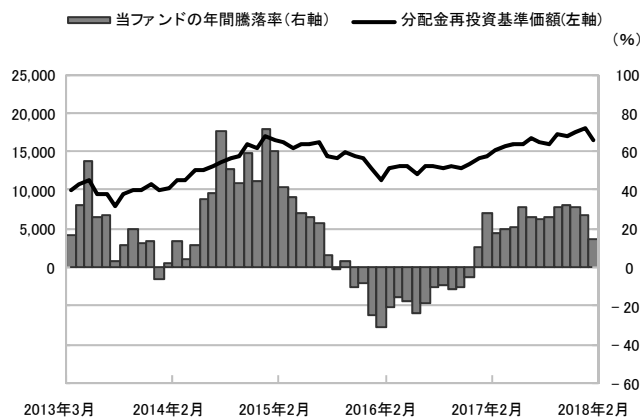
●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

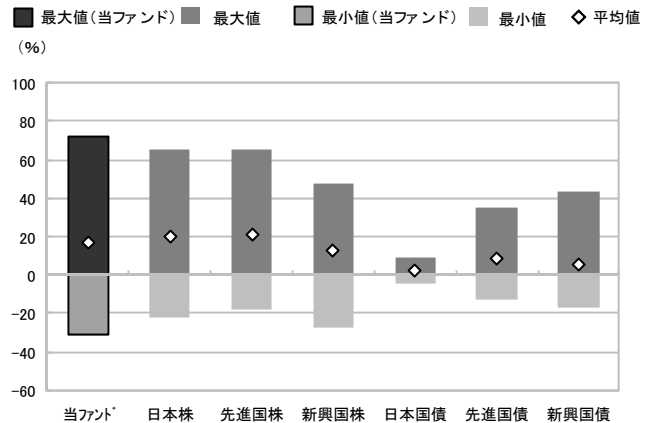
リスクの定量的比較

(2013年3月末～2018年2月末:月次)

〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉



〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	71.8	65.0	65.7	47.4	9.3	34.9	43.7
最小値(%)	△ 31.4	△ 22.0	△ 17.5	△ 27.4	△ 4.0	△ 12.3	△ 17.4
平均値(%)	16.7	20.2	20.6	12.8	2.3	8.4	6.0

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2013年3月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2013年3月から2018年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2013年3月から2018年2月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

〈代表的な資産クラスの指数〉

- 日本株: 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株: MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債: NOMURA-BPI国債
- 先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

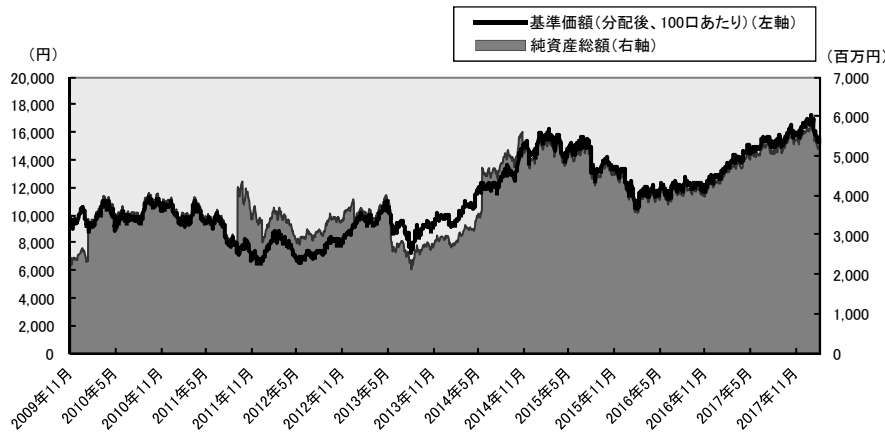
- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(株東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株東京証券取引所)が有しています。なお、本商品は、(株東京証券取引所)により提供、保証又は販売されるものではなく、(株東京証券取引所)は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村証券株式会社に帰属します。なお、野村証券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所: 株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC (他))

運用実績 (2018年2月28日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次: 設定来)



分配の推移

(100口あたり、課税前)

2017年8月	0 円
2016年8月	0 円
2015年8月	0 円
2014年8月	0 円
2013年8月	0 円
設定来累計	0 円

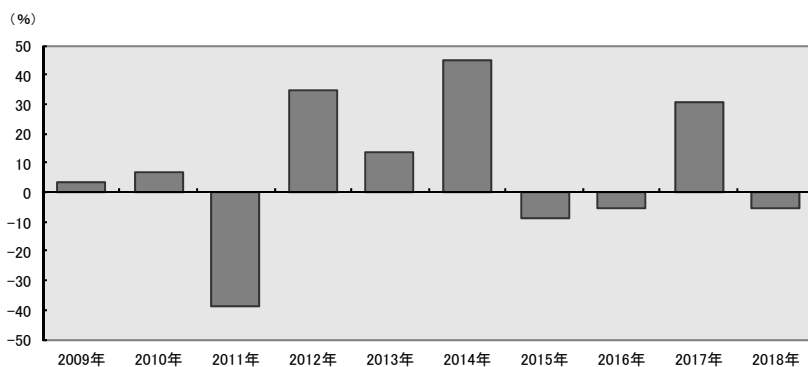
主要な資産の状況

銘柄別投資比率

順位	銘柄	投資比率 (%)
1	IN) J. P. MORGAN STRUCTURED PBV	36.8
2	IN) J. P. MORGAN STRUCTURED PBV	35.9
3	IN) MUNICIPALITY FINANCE PLC	27.0

年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2009年は設定日(2009年11月24日)から年末までのファンドの収益率。
- ・2018年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	100万口以上1万口単位
購 入 価 額	購入申込日の翌営業日(購入申込受付日)の基準価額に100.5%以内(平成30年4月25日現在100.3%)の率を乗じた価額 (ファンドの基準価額は100口あたりで表示しております。)
購 入 代 金	原則、販売会社の指定する日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
当 初 元 本	1口あたり97円
換 金 単 位	100万口以上1万口単位
換 金 価 額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換 金 代 金	原則、換金申込日から起算して8営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。 なお、投資対象資産の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。
申 込 締 切 時 間	午後3時まで、申込みが行なわれたものを翌営業日の受付分とします。
購 入 の 申 込 期 間	平成29年11月1日から平成30年10月31日まで * 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換 金 制 限	大口換金には制限を設ける場合があります。

申 込 不 可 日	<p>次の期日または期間における、購入、換金の各申込みについては、原則として受付を停止します。ただし、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、購入、換金の各お申込みの受付を行なうことができます。</p> <p><購入></p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日※と同日付となる場合の当該申込日 ・購入申込日当日が、「日本の営業日でない日かつ、別に定める海外の休日※でない日」の前営業日となる場合の当該申込日 ・信託財産が組み入れた指数連動有価証券または株価連動有価証券の償還や、信託財産が組み入れる当該指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託会社が別に定めるもの ・購入申込日当日が、ファンドの決算日の5営業日前から起算して4営業日以内(ただし、ファンドの決算日が休日(営業日でない日)をいいます。)の場合は、ファンドの決算日の6営業日前から起算して5営業日以内) ・上記のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき <p><換金></p> <ul style="list-style-type: none"> ・換金申込日当日から起算して6営業日目までの期間(日本の営業日でない日を除きます。)に、別に定める海外の休日※と同日付となる日がある場合の当該申込日 ・換金申込日当日から起算して6営業日目までの期間(日本の営業日でない日を除きます。)に、信託財産が組み入れた指数連動有価証券または株価連動有価証券の決済機関の非営業日と同日付となる日がある場合の当該申込日 ・信託財産が組み入れた指数連動有価証券または株価連動有価証券の償還や、指数連動有価証券または株価連動有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託会社が別に定めるもの ・換金申込日の翌営業日の翌日から、当該換金申込日当日から起算して8営業日目の前日までの期間に、計算期間終了日がある場合の当該申込日 ・上記のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めるとき <p>※次の条件のいずれかに該当する日をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インドのナショナル証券取引所の休場日 ・ムンバイ、シンガポール、ロンドンまたはニューヨークの休日(銀行の通常の営業日以外の日)
購入・換金申込受付の中止及び取消し	<p>金融商品取引所等における取引の停止(個別銘柄の売買停止等を含みます。)等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を停止すること、およびすでに受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことができます。</p>
信 託 期 間	無期限 (平成21年11月24日設定)
上 場 市 場	東京証券取引所
繰 上 償 還	<p>上場した全ての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象株価指数が廃止された場合は、償還となります。</p> <p>また、受益権の口数が2000万口を下回ることとなった場合等は、償還となる場合があります。</p>
決 算 日	毎年8月10日
収 益 分 配	年1回の決算時に分配を行いません。
信 託 金 の 限 度 額	500億円
公 告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp/ に電子公告を掲載します。
運 用 報 告 書	運用報告書は作成いたしません。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	販売会社が独自に定める額 (詳しくは販売会社にお問い合わせください。) 購入時手数料は、ファンドの購入に関する事務手続き等の対価として、購入時に頂戴するものです。
その他の費用	購入価額は、基準価額に100.5%以内(平成30年4月25日現在100.3%)の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に0.5%以内(平成30年4月25日現在 0.3%)の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、購入する口数に応じてご負担いただきます。
信託財産留保額	換金時に、基準価額に0.5%以内(平成30年4月25日現在 0.3%)の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。
換金時手数料	販売会社が独自に定める額 (詳しくは販売会社にお問い合わせください。) 換金時手数料は、ファンドの換金に関する事務手続き等の対価として、換金時に頂戴するものです。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、①により計算した額に②により計算した額を加えた額とします。 ①日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年1.026%(税抜年0.95%)以内 (平成30年4月25日現在 年1.026%(税抜年0.95%))</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">支払先の 配分 (税抜) および 役務の内容</td> <td><委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等</td> <td>年0.90%</td> </tr> <tr> <td><受託会社> ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等</td> <td>年0.05%</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 上記配分は、平成30年4月25日現在の信託報酬率における配分です。</p> <p>②有価証券の貸付を行なった場合は、日々、その品貸料の43.2%(税抜40%)以内の額。 その配分については委託会社80%、受託会社20%とします。</p> <p>ファンドの信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</p>		信託報酬率		年1.026%(税抜年0.95%)以内 (平成30年4月25日現在 年1.026%(税抜年0.95%))	支払先の 配分 (税抜) および 役務の内容	<委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.90%	<受託会社> ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等
信託報酬率		年1.026%(税抜年0.95%)以内 (平成30年4月25日現在 年1.026%(税抜年0.95%))							
支払先の 配分 (税抜) および 役務の内容	<委託会社> ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.90%							
	<受託会社> ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.05%							
その他の費用・ 手数料	<p>◆対象株価指数に係る商標使用料(平成30年4月25日現在) ファンドの純資産総額に対し、年率0.05%を乗じて得た額とします。 ただし、純資産総額に対して年率0.05%を乗じて得た額が、各計算期間において1.5万米ドル相当額を下回る場合は、同相当額を負担することとなり、その場合の差額は委託会社の負担とします。</p> <p>◆ファンドの上場に係る費用(平成30年4月25日現在) ・追加上場料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.0081%(税抜0.0075%)。 ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.0081%(税抜0.0075%)。</p> <p>また、その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入る有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外貨建資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税 等 								

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
売却時、換金(解約)時 及び償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 売却時、換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- * 上記は平成30年2月末現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- * 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- * 法人の場合は上記とは異なります。
- * 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。